



茨城県報

第 3023 号

平成30年8月23日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 救急医療協力病院の指定取消し（医療政策課）…………… 2
- 知事指定薬物の指定（薬務課）…………… 2
- 指定居宅サービス事業者の指定（健康長寿福祉課）…………… 2
- 指定介護老人福祉施設の指定（健康長寿福祉課）…………… 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿福祉課）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者の変更の届出（健康長寿福祉課）…………… 4
- 指定居宅サービス事業者の廃止（健康長寿福祉課）…………… 4
- 指定介護予防サービス事業者の変更の届出（健康長寿福祉課）…………… 5
- 指定介護予防サービス事業者の廃止（健康長寿福祉課）…………… 5
- 指定介護療養型医療施設の廃止（健康長寿福祉課）…………… 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者
の指定更新（2件）（障害福祉課）…………… 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の
廃止（2件）（障害福祉課）…………… 6
- 青少年に有害な興行の指定（青少年家庭課）…………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）…………… 7
- 土地区画整理事業の事業計画の変更（土地販売推進課）…………… 8
- 保安林の指定（林業課）…………… 9
- 保安林の指定の解除の予定（2件）（林業課）…………… 9
- 遊漁規則の変更の認可（漁政課）…………… 10
- 定款変更の認可（農村計画課）…………… 15
- 土地改良区の解散の認可（農村計画課）…………… 15
- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 15
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課）…………… 15
- 土地区画整理事業の事業計画の変更（都市整備課）…………… 16
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市整備課）…………… 16
- 土地改良事業の適当決定（農林事務所）…………… 17

公 告

- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 17
- 入札公告（産業基盤課）…………… 17

訓 令

- 茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令（情報システム課）……………20
 - 茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令（青少年家庭課）……………21
- (人 事 委 員 会)
- 茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 ……………22

告 示

茨城県告示第1030号

次の救急医療協力診療所について、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地
塚原医院	土浦市桜町3-7-15
松崎医院	坂東市猫実1421
鈴木医院	日立市宮田町3-5-18

茨城県告示第1031号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号）第10条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2 - (エチルアミノ) - 2 - フェニルシクロヘキサン - 1 - オン及びその塩類
- (2) メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため。

茨城県告示第1032号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0870106200	株式会社 ラ イフサポート 山野	山野 英治	茨城県水戸市 笠原町645- 1	ヘルパース テーション安 住野	茨城県水戸市 笠原町645- 1	平成30年 7月1日	訪問介護
0870302833	株式会社 アーバンアー キテック	川又 則夫	茨城県ひたち なか市勝田泉 町4-17	ご長寿くらぶ 土浦みぎもみ 訪問介護事業 所	茨城県土浦市 右廻2722-2	平成30年 7月1日	訪問介護
0860590066	社会福祉法人 樺会	瀧田 孝博	茨城県石岡市 大砂10527- 6	訪問看護ス テーションあ さひだい	茨城県石岡市 旭台1-17- 26	平成30年 7月1日	訪問看護
0860790054	一般社団法人 在宅看護セン ター佳実結	大久保 智代	栃木県下野市 医大前2-5 -7 アーバ ンハイツB- 105	ゆいナースス テーション	茨城県結城市 結城9143-2	平成30年 7月1日	訪問看護
0861590065	北茨城市	豊田 稔	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630	北茨城市民病 院訪問看護ス テーション	茨城県北茨城 市関南町関本 下1050	平成30年 7月1日	訪問看護
0870106218	株式会社 イ ディア・コー ポレーション	江幡 和良	茨城県水戸市 城南1-3- 32	イディア訪問 介護ステー ション	茨城県水戸市 河和田1- 1513-25	平成30年 7月17日	訪問介護
0870106226	社会福祉法人 山水苑	関 國廣	茨城県日立市 下深荻町字富 士山下1770	山水苑デイ サービス千波	茨城県水戸市 千波町2331- 1	平成30年 7月23日	通所介護
0870302841	医療法人社団 明厚会	大石 明	茨城県土浦市 大岩田2472	めいこうの里 デイサービス	茨城県土浦市 大岩田2469- 11	平成30年 7月24日	通所介護

茨城県告示第1033号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第93条の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0875600504	社会福祉法人 久遠会	坂入 久詞	茨城県小美玉 市中台145- 4	特別養護老人 ホーム ほの か	茨城県小美玉 市中台145- 4	平成30年 7月1日	介護老人 福祉施設

茨城県告示第1034号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	申請者の名称	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	事業所の名称	事業所の 所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0860590066	社会福祉法人 樺会	瀧田 孝博	茨城県石岡市 大砂10527- 6	訪問看護ス テーションあ さひだい	茨城県石岡市 旭台1-17- 26	平成30年 7月1日	介護予防 訪問看護
0860790054	一般社団法人 在宅看護セン ター佳実結	大久保 智代	栃木県下野市 医大前2-5 -7 アーバ ンハイツB- 105	ゆいナースス テーション	茨城県結城市 結城9143-2	平成30年 7月1日	介護予防 訪問看護
0861590065	北茨城市	豊田 稔	茨城県北茨城 市磯原町磯原 1630	北茨城市民病 院訪問看護ス テーション	茨城県北茨城 市関南町関本 下1050	平成30年 7月1日	介護予防 訪問看護

茨城県告示第1035号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービ スの種 類	変更内容	変 更 年月日
0860190289	株式会社 キャリ アプラス	ケアプラス浜田訪 問看護リハビリ テーション	茨城県水戸市本 町1-4-16	訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県水戸市浜田 2-16-52)	平成30年 4月1日
0870102787	株式会社 モー デイス	訪問介護センター アゼリア河和田	茨城県水戸市河 和田3-2568- 1 ティーエス ビル1-B	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県水戸市河 和田3-2352- 24)	平成30年 4月1日
0870106002	株式会社 道進	ヘルパーサポート しうん	茨城県水戸市元 吉田町3028 みさとハイツ B102号	訪問介護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県水戸市元吉 田町3028 みさ とハイツB)	平成30年 4月1日
0871901039	株式会社 トータ ルライフ琥珀	訪問介護 ほほえ み	茨城県牛久市城 中町1955-23	訪問介護	事業所名称 (旧名称：デイ サービスと訪 問介護のほほえ み)	平成30年 5月1日
0860490036	株式会社 ヒュー マン・ケア	ケアもも訪問看護 リハビリステー ション	茨城県古河市鴻 巣550-2	訪問看護	事業所所在地 (旧所在地：茨 城県古河市女沼 946 金谷コー ポ5号)	平成30年 6月11日

茨城県告示第1036号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0872101597	株式会社ライフケアサービス	デイサービス時歩	ひたちなか市枝川1253-5	通所介護	平成30年7月29日
0870700515	株式会社ハートケアゆうき	株式会社ハートケアゆうき	結城市久保田1280	福祉用具貸与	平成30年7月31日
0870700515	株式会社ハートケアゆうき	株式会社ハートケアゆうき	結城市久保田1280	特定福祉用具販売	平成30年7月31日

茨城県告示第1037号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、次のとおり変更届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0860190289	株式会社 キャリアプラス	ケアプラス浜田訪問看護リハビリステーション	茨城県水戸市本町1-4-16	介護予防訪問看護	事業所所在地（旧所在地：茨城県水戸市浜田2-16-52）	平成30年4月1日
0860490036	株式会社 ヒューマン・ケア	ケアもも訪問看護リハビリステーション	茨城県古河市鴻巣550-2	介護予防訪問看護	事業所所在地（旧所在地：茨城県古河市女沼946 金谷コーポ5号）	平成30年6月11日

茨城県告示第1038号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0870700515	株式会社ハートケアゆうき	株式会社ハートケアゆうき	結城市久保田1280	介護予防福祉用具貸与	平成30年7月31日
0870700515	株式会社ハートケアゆうき	株式会社ハートケアゆうき	結城市久保田1280	特定介護予防福祉用具販売	平成30年7月31日

茨城県告示第1039号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第115条の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0810810564	医療法人竜仁会	牛尾病院	龍ヶ崎市馴柴町 1-15-1	介護療養型医療施設	平成30年 7月31日
0810810564	医療法人竜仁会	牛尾病院	龍ヶ崎市馴柴町 1-15-1	短期入所療養介護	平成30年 7月31日
0810810564	医療法人竜仁会	牛尾病院	龍ヶ崎市馴柴町 1-15-1	介護予防短期入所療 養介護	平成30年 7月31日

茨城県告示第1040号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0810101469	フレンドハウス	茨城県水戸市城東 2丁目9番1号	特定非営利活動 法人広栄会	茨城県水戸市城東 2丁目9番1号	平成30年 8月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

茨城県告示第1041号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0822700423	サポートシェア ハウスいなしき	茨城県稲敷市阿波 崎3808番地2	特定非営利活動 法人SMS C	茨城県稲敷市浮島 4964番地	平成30年 7月1日	共同生活援助

茨城県告示第1042号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0812700748	みらい	筑西市玉戸1018 -35	株式会社ミライコー ケン	就労継続支援B型	平成30年 7月31日

茨城県告示第1043号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する

廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃止年月日
0811000041	スマイル指定訪問介護事業所	下妻市半谷1046-10	有限会社 スマイル	行動援護 同行援護	平成30年 6月30日
				居宅介護 重度訪問介護	平成30年 8月24日

茨城県告示第1044号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題名	配給会社
3399	映画	絶倫探偵 巨乳を追え！	オーピー映画
3400	映画	性鬼人間第二号 イキナサイ	オーピー映画
3401	映画	変態おやじ ラブ・ミー！イッてんだあ～	オーピー映画
3402	映画	白衣絶頂 夜の天使たち	新東宝映画
3403	映画	菌まん	アルゴ・ピクチャーズ

茨城県告示第1045号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ古河丘里店・ウエルシア古河東牛谷店
古河市東牛谷字道南1459番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成30年7月30日

イ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 田中 敬士

（変更後）代表取締役 神代 顕彰

(3) 届出年月日

平成30年7月17日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1046号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん小堤店

古河市小堤字原1916-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第1項）

平成30年7月30日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 田中 敬士

(変更後) 代表取締役 神代 顕彰

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 届出年月日

平成30年7月17日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県告示第1047号

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同法同条第9項の規定により公告する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 施行者の名称

茨城県

2 事業施行期間

平成15年11月20日から平成37年3月31日

- 3 施行区域
- 東工区 稲敷郡阿見町大字吉原字薬師山の全部並びに大字吉原字篠崎，字内林，字正上内，字薬師入，字中山台，字新山，字新道台，字新道，字北原及び字昭和の各一部
- 西南工区 稲敷郡阿見町大字吉原字堀尻及び字六拾塚の各全部並びに大字吉原字山中，字神田，字北原，字赤太郎，字内林，字新道，字新道台，字正上内，字牛頭座，字向，字茱萸ヶ作，字腰巻，字水堀，字東，字篠崎及び字昭和の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 水戸市笠原町978番6
- 6 事業計画変更の年月日 平成30年8月23日

茨城県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のように保安林の指定をするので，同法第33条第6項で準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定する森林の所在場所
北茨城市平潟町字東町4番1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は，択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は，省略し，その関係書類を茨城県庁及び北茨城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1049号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
神栖市波崎字浜道6714番13，6714番22，6714番49から6714番52まで
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1050号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
銚田市上沢字東砂子79番2, 79番3
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第1051号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき申請があった次の遊漁規則の変更については、平成30年8月9日付で認可したので、同法第129条第7項の規定により公示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 那珂川第一漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則の変更
- (1) 漁業権者の名称及び住所
那珂川第一漁業協同組合
茨城県水戸市東大野32-3
- (2) 漁業権の免許番号
茨内共第13号
- (3) 認可に係る変更の内容
那珂川第一漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

第10条表

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町1042番地地点と対岸水戸市田谷町4894番地地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町795番地地点と対岸水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1月1日から12月31日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日, 10日, 20日, 30日, 11月10日の各日は午前6時から翌日午前6時まで

あゆ	常陸大宮市那賀と同市門井との境界に架設された百観音橋から下流の緒川及び藤井川	6月1日から6月30日まで
あゆ (投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
	常陸大宮市那賀と同市門井との境界に架設された百観音橋から下流の緒川及び藤井川	7月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
はぜ	下記のア、オ、カ、ウを順に結んだ線及び川岸によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地の地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの地点	12月1日から翌年4月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし、特別遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじか卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣り	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境までの間の本支流	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の間の本支流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から下流水戸市田谷町5045番地の1地点と水戸市渡里町795番地地点とを結ぶ線の間の本支流	1月1日から5月31日まで※
ルアー釣	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで

を

※ 4月1日から5月31日までは、特別遊漁承認証を所持する者を除く。

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町1042番地地点と対岸水戸市田谷町4894番地地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町795番地地点と対岸水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1月1日から12月31日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日、10日、20日、30日、11月10日の各日は午前6時から翌日午前6時まで
あゆ	常陸大宮市那賀と同市門井との境界に架設された百観音橋から下流の緒川及び藤井川	6月1日から6月30日まで
あゆ (投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
	常陸大宮市那賀と同市門井との境界に架設された百観音橋から下流の緒川及び藤井川	7月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで

はぜ	下記のア、オ、カ、ウを順に結んだ線及び川岸によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地の地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの地点	12月1日から翌年4月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし、特別遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじか卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣り	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境までの間の本支流及び藤井川	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の本支流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から下流水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の本支流(藤井川を除く)	1月1日から5月31日まで※
引掛釣り(ころがし釣を含む)	ひたちなか市海門町と東茨城郡大洗町祝町との間に架設された海門橋上流端から水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の本支流	9月1日から12月31日まで
ルアー釣り	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで

※4月1日から5月31日までは、特別遊漁承認証を所持する者を除く。」

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年8月9日

2 那珂川漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則の変更

(1) 漁業権者の名称及び住所

那珂川漁業協同組合

茨城県東茨城郡城里町石塚1684-1

(2) 漁業権の免許番号

茨内共第13号

(3) 認可に係る変更の内容

那珂川漁業協同組合茨内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように変更する。

第10条表

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町1042番地地点と対岸水戸市田谷町4894番地地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町795番地地点と対岸水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1月1日から12月31日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日, 10日, 20日, 30日, 11月10日の各日は午前6時から翌日午前6時まで
あゆ	常陸大宮市那賀と同市門井との境界(百観音橋)から下流の緒川及び藤井川	6月1日から6月30日まで
あゆ(投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
	常陸大宮市那賀と同市門井との境界(百観音橋)から下流の緒川及び藤井川	7月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
はぜ	下記のア, オ, カ, ウを順に結んだ線及び川岸によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地のの地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの地点	12月1日から翌年4月30日まで
ルアー釣	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし, 特別遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじか卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣り	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境までの間の本支流	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の間の本支流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から下流水戸市田谷町5045番地の1地点と水戸市渡里町795番地地点とを結ぶ線の間の本支流	1月1日から5月31日まで※

※ 4月1日から5月31日までは, 特別遊漁承認証を所持する者を除く。

を

ア 魚種又は漁具漁法	イ 区域	ウ 期間
全魚種	水戸市渡里町1042番地地点と対岸水戸市田谷町4894番地地点とを結ぶ線及び水戸市渡里町795番地地点と対岸水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線とによって囲まれた那珂川本流	1月1日から12月31日まで
	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日, 10日, 20日, 30日, 11月10日の各日は午前6時から翌日午前6時まで
あゆ	常陸大宮市那賀と同市門井との境界(百観音橋)から下流の緒川及び藤井川	6月1日から6月30日まで
あゆ(投網)	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川本流	6月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
	常陸大宮市那賀と同市門井との境界(百観音橋)から下流の緒川及び藤井川	7月1日から7月31日までの午前6時から午後6時まで
はぜ	下記のア, オ, カ, ウを順に結んだ線及び川岸によって囲まれた区域 ア 水戸市下大野町1509番地の1の地点 イ ひたちなか市美田多町243番地の地点 ウ 水戸市下大野町4432番地の地点 エ ひたちなか市美田多町2192番地の地点 オ アとイを結ぶ線上でアから100メートルの地点 カ ウとエを結ぶ線上でウから100メートルの地点	12月1日から翌年4月30日まで
ルーアー釣	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
毛針	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	10月1日から11月30日まで
うぐい	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	3月1日から5月31日まで(ただし, 特別遊漁承認証を所持する者を除く。)
かじか卵	水戸市田谷町地先から上流栃木県境までの間の那珂川及び支流	1月1日から12月31日まで
さくらます	水戸市川又町地先から上流栃木県境までの間の支流	3月1日から4月30日まで
ころがし釣り	那珂市下江戸地先千代橋上流端から上流栃木県境までの間の本支流及び藤井川	1月1日から12月31日まで※
	那珂市下江戸地先千代橋上流端から下流東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線の間の本支流	10月1日から翌年5月31日まで※
	東茨城郡城里町那珂西松山下3452番地の城里揚水機場と那珂市戸457番地地点とを結ぶ線から下流水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の間の本支流(藤井川を除く)	1月1日から5月31日まで※
引掛釣(ころがし釣を含む)	ひたちなか市海門町と東茨城郡大洗町祝町との間に架設された海門橋上流端から水戸市渡里町795番地地点と水戸市田谷町5045番地の1地点とを結ぶ線の間の本支流	9月1日から12月31日まで

※ 4月1日から5月31日までは, 特別遊漁承認証を所持する者を除く。」

に改める。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成30年8月9日

茨城県告示第1052号

牛堀土地改良区から平成30年7月6日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年8月17日認可した。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1053号

洲崎土地改良区から平成30年7月12日付けで認可申請のあった当該土地改良区の解散については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により平成30年8月8日付けで認可した。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城大洗自転車道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	摘要
東茨城郡茨城町中石崎2303番55地先から 東茨城郡茨城町下石崎2574番1地先まで	旧 (A)	最大 2.5	1,040	自転車道整備
		最小 2.0		
	新 (A)	最大 2.5	1,040	
		最小 2.0		
(B)	最大 3.1	802		
	最小 1.7			

茨城県告示第1055号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 長沢水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市下国井町字宮後1619番6から
水戸市下国井町字宮後1553番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年8月23日

茨城県告示第1056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年8月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市下大賀857番2地先から
常陸大宮市下村田714番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年8月28日

茨城県告示第1057号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、境古河 IC 周辺地区土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 事業計画を変更する組合
 - 組合の名称 境古河 IC 周辺地区土地区画整理組合
 - 事務所の所在地 茨城県猿島郡境町391番地1
 - 事業施行期間 自 平成30年4月23日
至 平成34年3月31日
 - 施行地区 猿島郡境町大字長井戸字ビハ砂、字中屋敷、字蛇池越、字後久保、字原割の各一部、大字蛇池字ビヤ砂、字西原の各一部、大字西泉田字上野原の一部の区域
 - 設立認可の年月日 平成30年4月23日
- 2 公告すべき変更の内容
 - 設計の概要、資金計画
- 3 変更認可の年月日 平成30年8月23日

茨城県告示第1058号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、取手市姥島土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 理事を退任した者

職名	氏名	住所
理事	諸越 誠	流山市東初石4丁目245番地の44

- 2 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	諸 越 忠	取手市下高井2148番地 1
理 事	石 塚 弘 幸	取手市藤代2034番地27

茨城県告示第1059号

那珂川統合土地改良区から平成30年8月2日付けで施行認可申請のあった、農業生産基盤整備事業（一般地帯型）上坏地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により同年8月10日付けで適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成30年8月23日

茨城県県央農林事務所長 潮 田 元 男

1 縦覧に供する書類

上坏地区土地改良事業計画書の写し
那珂川統合土地改良区定款の写し

2 縦覧の期間

平成30年8月24日から平成30年9月21日まで

3 縦覧の場所

茨城県県央農林事務所土地改良部門

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成30年8月23日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字若栗字柏根向3350番18

2 事業主の住所及び氏名

つくば市みどりの東22番地1 シュタットみどりのB棟201号

青 山 英 晴, 青 山 日 香 里

●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成30年8月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産 (土地)

物件番号	土地の所在及び地番	公簿地目	公簿面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	鹿嶋市大字田野辺字塩釜280番20	雑種地	1,268	2,360,000
2	鹿嶋市大字田野辺字塩釜280番35	雑種地	1,270	2,360,000
3	鹿嶋市大字田野辺字塩釜280番36	雑種地	1,269	2,310,000
4	鹿嶋市大字田野辺字塩釜280番37	雑種地	1,269	2,310,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第238条の3 第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。
- (3) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年条例第36号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (事業者を含む。)
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (事業者を含む。)
 - オ 暴力団 (員) に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (事業者を含む。)

3 入札参加申込書の配布期間及び場所

(1) 配布期間

平成30年8月23日 (木) から平成30年9月6日 (木) まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布場所

水戸市笠原町978番6

茨城県産業戦略部立地推進局産業基盤課

電話 029-301-2766

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

下記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前まで。

(2) 提出場所

神栖市大野原4丁目7番11号

鹿島セントラルホテル 新館2階 竹の間

5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

(2) 開札の場所

神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

鹿島セントラルホテル 新館 2 階 梅の間

7 入札書の受領期限

物件番号	日 時	
1	平成30年 9 月 7 日 (金)	正午
2		午後 1 時
3		午後 1 時 30 分
4		午後 2 時

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	平成30年 9 月 7 日 (金)	正午
2		午後 1 時
3		午後 1 時 30 分
4		午後 2 時

9 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)第 148 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は、1 回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12 入札保証金

入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額(1 円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第 139 条第 1 項第 3 号に規定する有価証券(銀行振出し小切手に限る。)により、上記 7 に示す入札書の受領期限の 25 分前から 10 分前までの間に、上記 4(2)に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記 12 の入札保証金は、県に帰属する。

14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15 説明会の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年8月31日 (金) 午後1時30分	神栖市大野原4丁目7番11号 鹿島セントラルホテル 新館2階 竹の間

訓 令

茨城県訓令第44号

茨城県企業局訓令第1号

茨城県病院局訓令第1号

茨城県教育委員会教育長訓令第2号

茨城県監査委員訓令第1号

茨城県人事委員会訓令第1号

茨城県労働委員会訓令第2号

茨城県議会訓令第7号

茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年8月23日

茨城県知事	大井川 和彦
茨城県公営企業管理者	
企業局長	澤田 勝
茨城県病院事業管理者	五十嵐 徹也
茨城県教育委員会教育長	柴原 宏一
茨城県代表監査委員	深谷 一広
茨城県人事委員会委員長	足立 勇人
茨城県労働委員会会長	小泉 尚義
茨城県議会議長	山岡 恒夫

茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部を改正する訓令

茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程

茨城県訓令第3号
茨城県企業局訓令第2号
茨城県病院局訓令第5号
平成25年茨城県教育委員会教育長訓令第2号
茨城県監査委員訓令第1号
茨城県人事委員会訓令第1号
茨城県労働委員会訓令第1号
茨城県議会訓令第1号

の一部を

次のように改正する。

第2条第8号ア中「課及び」を「課, チーム及び」に改め, 「茨城県行財政改革・地方分権推進室設置規則 (平成

9 年茨城県規則第 26 号) 第 1 条に規定する行財政改革・地方分権推進室並びに」を削り、「課並びに」を「課、茨城県行幸啓室設置規則 (平成 30 年茨城県規則第 23 号) 第 1 条に規定する行幸啓室並びに茨城県県北振興局設置規則 (平成 30 年茨城県規則第 24 号) 第 1 条に規定する県北振興局並びに」に改め、同号ク中「課」を「課及び室」に改める。

第 10 条第 1 項中「政策監、組織規則第 17 条の 3 に規定する立地推進室長、組織規則第 17 条の 4 に規定する立地推進東京本部長、組織規則第 18 条に規定する地方創生室長」を「政策調査監」に、「並びに」を「, 」に改め、「教育政策室長」の次に「並びに同規則第 13 条の 3 に規定する就学前教育・家庭教育推進室長」を加え、同条第 2 項を削る。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県訓令第 45 号

茨城県教育委員会訓令第 5 号

茨城県警察本部訓令第 10 号

茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 8 月 23 日

茨城県知事	大井川	和彦
茨城県教育委員会教育長	柴原	宏一
茨城県警察本部長	種部	滋康

茨城県青少年育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令

茨城県青少年育成推進本部設置規程

茨城県青少年育成推進本部設置規程	茨城県訓令第 9 号 昭和 57 年茨城県教育委員会訓令第 6 号 茨城県警察本部訓令第 9 号	の一部を次のように改正する。
------------------	--	----------------

第 2 条第 3 項第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 総務部長
- (2) 政策企画部長
- (3) 県民生活環境部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 保健福祉部福祉担当部長
- (6) 産業戦略部長

第 2 条第 4 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 保健福祉部次長
- (2) 教育庁総務企画部長

第 2 条第 5 項第 1 号から第 16 号までを次のように改める。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 政策企画部計画推進課長
- (3) 県民生活環境部生活文化課長
- (4) 保健福祉部厚生総務課長
- (5) 保健福祉部生活衛生課長

- (6) 保健福祉部医療局薬務課長
- (7) 保健福祉部子ども政策局子ども未来課長
- (8) 保健福祉部子ども政策局青少年家庭課長
- (9) 産業戦略部労働政策課長
- (10) 農林水産部農業政策課長
- (11) 教育庁教育政策室長
- (12) 教育庁就学前教育・家庭教育推進室長
- (13) 教育庁総務企画部生涯学習課長
- (14) 教育庁学校教育部義務教育課長
- (15) 教育庁学校教育部高校教育課長
- (16) 教育庁学校教育部保健体育課長

第 2 条第 5 項第 18 号を次のように改める。

- (18) 警察本部交通部交通総務課長

第 7 条第 1 項及び第 4 項中「福祉部次長」を「保健福祉部次長」に改める。

第 9 条中「女性青少年課」を「保健福祉部子ども政策局青少年家庭課」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

#### 茨城県人事委員会訓令第 2 号

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 8 月23日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

茨城県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

茨城県人事委員会事務局文書管理規程（昭和45年茨城県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を除き」を「のほか」に改める。

第 2 条第 1 項第 5 号中「課又は担当グループ」を「機関」に改め、同項中第 7 号を削る。

第 3 条第 3 項中「に関し」を「に」に改める。

第 4 条第 3 項中「ペン」を「印字、ペン書き」に改める。

第 5 条第 2 項中「の規定」の次に、「において準用する第 2 条第 1 項の規定」を加え、「は総務課において」を「は、総務課長が」に改める。

第 6 条第 3 項第 1 号中「及び合議先」を「、回議先、合議先及び供覧先」に改める。

第 7 条第 3 項中「文書管理主任が行う事務を補助し、主として」を削り、同項第 1 号中「物品」を「運送小荷物」に、同項第 4 号中「文書等」を「文書及び運送小荷物」に改める。

第 9 条第 3 項中「第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定」を「各号のうち茨城県報（以下「県報」という。）に登載」に、「茨城県報（以下「県報」という。）」を「茨城県報発行規則（昭和40年茨城県規則第12号）第 2 条に基づき」に改める。

第13条第 1 項中「文書は」を「令達文書は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 その他、軽易なものについては、次長又は課長名で施行することができる。

第16条第 1 項中「物品」を「運送小荷物」に改める。

第17条第1項中「文書取扱者」を「文書管理主任」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「文書取扱者」を「文書管理主任」に改める。

第19条第1項中「文書取扱者」を「文書管理主任」に改める。

第21条第2項中「それぞれ」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 総合文書管理システムによる処理が困難である場合又は総合文書管理システムで決裁を経ることが不適当な文書がある場合 起案用紙（様式第4号）又は総合文書管理システムから用紙に出力した起案様式により決裁を経る方法

第21条第2項第2号中「起案の様式が」を削り、「作成される」を「処理を行う」に、「当該」を「当該業務処理システムに記録し、又は当該」に、「により紙で」を「から用紙に」に改める。

第22条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる場合は、当該各号に定める方法により処置することができる。この場合において、同項第1号中「起案用紙（様式第4号）」とあるのは「報告・連絡書（様式第5号）」と、同号及び同項第2号中「起案様式」とあるのは「様式」と、同項第3号中「起案」とあるのは「報告、連絡等」と、同項第4号中「回答等」及び「照会文書等」とあるのは「報告、連絡等」と、同項各号中「決裁を経る」とあるのは「処置する」と読み替えるものとする。

第22条に次の1項を加える。

3 前項の場合においては、必要に応じ、処置した後、速やかにその旨を総合文書管理システムに記録するものとする。

第23条第1項中「を総合文書管理システム」を「を起案文書」に改め、同項第2号以下を次のように改める。

(2) 合議先を記録すること。

(3) 題名欄には、立案の内容が容易に把握できる簡潔な題名を表示すること。この場合において、当該題名の次に「(伺い)」と表示すること。

(4) 伺い文には、検索に資するため、立案の内容及び関連する文書等が容易に把握できる用語等を表示すること。

(5) 1案で2以上のあて先のあるものについては、連記するものにあつては「(連記)」、連記しないものにあつては「(各通)」と当該あて先の次に表示すること。

(6) 施行する文書の宛先と送付先とが異なる場合は、送付先を併記すること。ただし、送付先が官公庁である場合等その所在地が明らかなものについては、この限りでない。

(7) 発送文書については、当該文書の内容により、「(通知)」、「(協議)」、「(照会)」、「(依頼)」、「(回答)」、「(報告)」、「(申請)」又は「(送付)」等と題名の次に表示すること。

(8) 立案の理由、立案までの経過、関係法令の条項、関係文書その他決裁権者の参考に資する事項を付記し、又は関係文書を添付すること。ただし、軽易なもの又は定例に属するものについては、これらの全部又は一部を省略することができる。

(9) 添付文書（電子文書を除く。）があるものについては、必要に応じ当該文書に付せん又は適宜の用紙を張り付けること。

(10) 発送について特別の取扱いを要するものについては、総合文書管理システムに「書留」、「速達」、「電報」、「配達証明」等と記録し、又は特別取扱い欄に朱書すること。

(11) 電子文書で施行するものについては、総合文書管理システムに、総合文書管理システムにより施行するものにあつては「システム施行」、電子メールにより施行するものにあつては「電子メール施行」と、法令の定めるところによりインターネットを利用する方法（県のホームページに掲載する方法その他当該電子文書が県の作成に係るものであることを確認することができる方法に限る。以下「インターネット利用」という。）で公示するものにあつては「インターネット公示」と記録し、又は特別取扱い欄に朱書すること。

第25条第2項中「により合議する場合にあつては、」を「において行う」に、「いう」を「含む」に改める。

第25条の次に次の1条を加える。

(同時合議)

第25条の2 合議先が2以上の部課長にわたる起案文書については、主務課長は、総合文書管理システムに記録して同時に合議することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第21条第2項第1号に掲げる場合は、同号に定める方法により同時に合議することができる。この場合において、同号中「起案様式」とあるのは「起案様式に必要に応じ添付書類の写しを付して、同時合議書(様式第6号)」と、「決裁を経る方法」とあるのは「同時に合議する方法」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により同時に合議した起案文書について、第26条の規定により決裁を受けようとするときは、当該同時合議書を当該起案文書に添付しなければならない。

第29条第1項中「及び契印」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第27条第2項の規定により事案の処理を行つたとき(同項第2号の規定により業務処理システムに記録して決裁を経たときを除く。)は、併せて契印を押印しなければならない。

第29条中第2項を次のように改める。

前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書は、公印及び契印の押印を省略することができる。

- (1) 県報に登載して施行する文書
- (2) 県の機関に対して発する文書(許可、認可等の処分に関する文書その他特に重要な文書を除く。)
- (3) 通知、照会等で軽易な文書
- (4) 案内状、礼状、挨拶状等の書簡
- (5) 前2号に掲げるもののほか、県の機関以外のものに対して発する文書で軽易なもの

第30条第1項中「総務課において郵送、運送便又は使送により発送する」を「郵送、運送便又は託送により行う」に改める。

第31条第1項中「郵送又は運送便によるものについては」を「託送によるものを除き、」に改める。

第32条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1項を加える。

- (5) 案内状、礼状、挨拶状等の書簡

第32条第2項中「に掲げる場合」を「に掲げる文書を電子文書として施行する場合(インターネット利用で公示する場合を除く。)」に改める。

第33条第1項中「発送又は総合行政ネットワーク電子文書交換システムにより交換する」を「郵送又は託送により行う」に、同条第2項中「各号により処理する」を「の規定により事案の処理を行つた」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

(準用規定)

第35条 この規程に定めるもののほか、事務局の文書の処理については、茨城県文書管理規程(昭和42年茨城県訓令第19号)を準用する。

別表 印形ひな型第2号中供覧印を次のように改める。

|        |      |         |      |     |
|--------|------|---------|------|-----|
| 供<br>覧 | 事務局長 | 次長兼総務課長 | 職員課長 | 局 員 |
|        |      |         |      |     |

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。





毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)